

減免を受けられるかどうか、次の判定図で確認してください

減免判定図

(1) 減免を受けたい軽自動車等は自家用ですか？(車検証等で確認)

自家用 事業用、小型特殊 不可

(2) 仮に減免されている(軽)自動車がありますか

ない ある 不可
減免を受けられるのは普通自動車を含めて
障害者一人につき1台のみです。

(3) 障害の程度は別表「減免対象となる障害の程度」の基準に該当しますか？(運転者による区分に注意)
また、賦課期日現在(4月1日)に障害者手帳をお持ちでしたか？

はい いいえ 不可

(4) 軽自動車の所有者は障害者本人ですか？
(車検のある車の場合、車検証の所有者または使用者欄に名前があること)

はい いいえ

障害者が次のいずれかに該当しますか
a. 18歳未満 b. 知的障害者 c. 精神障害者

はい いいえ 不可

軽自動車の運転者は同一世帯人が生計を一にする方ですか

はい いいえ 不可

(5) 運転する人は障害者本人もしくは同一世帯の人ですか

はい いいえ

運転する人は生計を一にする方ですか

はい いいえ 不可

軽自動車の減免が受けられます

生計同一証明書または常時介護証明書の発行に際しては、地区担当民生委員の証明が必要な場合がありますので、市障害福祉課まで事前にお尋ねください。